(別記様式第１号　添付書類)

誓　　　約　　　書

　このたび、たじっこクラブの利用申込みを行うに当たり、利用決定を受けた場合は、関係法令、多治見市たじっこクラブの実施に関する条例及び同条例施行規則並びに下記の事項を遵守することを約束し、誓約書を提出します。

記

１．利用児童の容体が急変した旨の連絡をクラブから受けたときは、クラブに対し必要な指示をするとともに、至急クラブに出向くこと。

２．利用予定日に欠席する場合は、指定された時間内にクラブに連絡すること。

３．利用児童の送迎は、時間厳守の上、保護者等同居家族の責任において行うこと。

塾・習い事等へ通わせる目的で、利用児童をクラブから一時的に外出させる場合であっても、必ず保護者等同居家族が送迎すること。

また、勤務等の都合により、やむを得ず保護者等同居家族以外の者が送迎するときは、必ず事前に放課後児童支援員にその旨連絡するとともに、その者の身分を証明できるものを携行させること。

４．感染症(インフルエンザ、百日咳、はしか等)の疾患により小学校への出席が停止された場合は、クラブの利用も欠席すること。

５. 利用負担金は、当月分を当月末日(12月については25日)までに納入すること。

令和　　　年　　　月　　　日

(保護者)住所

氏名　　　　　　　　　　　（※）

(※)本人が自署しないときは、押印してください。

多治見市教育委員会

注意事項

クラブの運営上支障があると認められる場合、多治見市たじっこクラブの実施に関する条例及び多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則に基づき利用を取り消される場合があります。